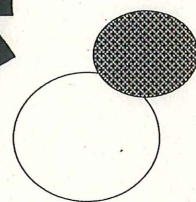


すべてのくらはしは憲法 **25** 条から

第4回 埼玉集会



わたしたちの生活と平和と福祉



進行次第

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 13:30 | 開会
開会挨拶
来賓挨拶 |
| 13:50 | 基調講演
「私たちの生活と平和と福祉」
菱山南帆子氏 |
| 14:40 | パネルディスカッション |
| 16:20 | 集会アピール
連帯挨拶 |
| 16:40 | 閉会挨拶 |



【 日時 】 2022年11月27日(日) 13:30～ (12:30開場)

【 場所 】 さいたま共済会館6F + web

【 主催 】 25条埼玉集会実行委員会

【 後援 】 埼玉弁護士会・埼玉司法書士会・日本労働組合総連合会埼玉県連合会

【 連絡先 】 飛鳥井司法書士事務所(飛鳥井)

〒363-0011 桶川市北2-9-6B棟 TEL 048-771-8690 / FAX 048-776-6081

<集会カンパを募集しています>

振込先 埼玉りそな銀行 桶川支店 普通預金 4598116

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 会計 飛鳥井 行寛

25条埼玉集会実行委員会

医療生協さいたま生活協同組合

NPO法人医療制度研究会

さいたま教育文化研究所

埼玉県高等学校教職員組合

埼玉県社会保障推進協議会

埼玉県障害者協議会

埼玉県生活協同組合連合会

埼玉県保険医協会

埼玉県民主医療機関連合会

埼玉県労働組合連合会

埼玉県労働者福祉協議会

埼玉奨学金問題ネットワーク

埼玉保育問題協議会

障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

(反貧困ネットワーク埼玉・埼玉県生活と健康を守る会連合会・きょうされん埼玉支部)

全国福祉保育労働組合埼玉県本部

全日本年金者組合埼玉県本部

日本自治体労働組合総連合埼玉県本部

認知症の人と家族の会埼玉支部

(50音順)

【資料目次】

- 基調講演「すべてのくらはしは憲法 25 条から」菱山南帆子氏・・・・・・・・・・ 4

- シンポジウム 資料
 - ① 小島美里氏 暮らしネット・えん代表理事 新座市・・・・・・・・・・ 5
 - ② 大須田潤子氏 (社福)鴻沼福祉会
中央区障害者生活支援センター来夢 相談支援専門員・・・ 7
 - ③ 白松大史氏、他 彩の国子ども・若者支援ネットワーク・・・・・・・・・・ 8
 - ④ 生活保護基準引下げ違憲さいたま訴訟原告・・・・・・・・・・ 10
 - ★司会進行 本田宏 本集会実行委員会共同代表、医師 17

- 第4回25条埼玉集会 集会宣言(案)・・・・・・・・・・ 19

25条埼玉集会

「すべてのくらしは憲法25条から」

許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局長 菱山南帆子

○憲法審査会

- ・憲法審査会開くべき？そもそも、私たち改憲のぞんではいる？
- ・憲法審査会で何が話されているのか

○岸田政権

- ・支持率低下
- ・野党はどうなっているの？

○私と25条

- ・障がい者施設で働いてきた
- ・アフターコロナ、非常事態と排外主義
- ・歴史に学ぶこと

○自公維にはできないけれども私たちにはできること

- ・ジェンダー平等
- ・命と暮らしを守る

○憲法は眺めるだけの絹のハンカチ？

- ・憲法を使いまくろう！
- ・憲法を暮らしに生かそう

菱山南帆子

1989年八王子生まれ。許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局長、総がかり行動実行委員会運営委員、市民連合拡大運営委員。

単著：「嵐を呼ぶ少女とよばれて～市民運動という生き方～」はるか書房
メールマガジン「猫とトラメガ」毎週金曜配信中。ぜひご登録お願いします！

介護保険は憲法第 25 条の支え手か

(NPO) 暮らしネット・えん 小島美里

骨太の方針 2022

給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全世代型社会保障の構築に向けて、世代間の対立に陥ることなく、全世代にわたって広く基本的な考え方を共有し、国民的な議論を進めていく。

1. 超高齢社会の現実

- ① 高齢化率 29.1% (内 75 才以上 15.5%)。高齢化のピークは 2040 年
- ② 認知症有病者数推定 600 万人
- ③ 高齢者世帯の構成
単独：26.4% 夫婦のみ：32.5% 三世帯：11.0% 親と未婚の子：19.9%
その他：10.2%
- ④ 平均寿命と健康寿命の差、女性 9 年、男性 12 年

2. 介護保険 22 年。給付抑制と負担増の中で

- ① 「介護の社会化」を掲げ、圧倒的な支持をえて登場
- ② 「第二医療保険」の役割を背負って
- ③ 営利法人参入でサービス量を確保
- ④ 介護保険総額は 3.6 兆円：2000 年→12.4 兆円：2020 年
※介護保険前の老人福祉給付額 2.3 兆円
- ⑤ 介護保険料平均 2911 円→6771 円
- ⑥ スタート時利用料一律一割負担⇒所得により 2 割導入⇒3 割負担も追加
- ⑦ 基本報酬はスタート時が最高。事業所は加算取得でやりくり算段
- ⑧ 介護職員不足、有効求人倍率 4 倍、訪問介護 15 倍
- ⑨ 「介護離職ゼロ」って言ってましたね…。10 万人前後をキープ

3. コロナ禍の介護サービスで何が…

- ① 施設でのクラスター感染、医療機関入院はできず…
- ② 在宅介護の感染者、在宅療養＝放置
- ③ 利用控えが激増、サービス不足によるフレール化、認知症状悪化進む
- ④ 在宅介護従事者、感染対策から「排除」(公費 PCR 検査とワクチン優先接種から除外、感染者対応に対する助成)
- ⑤ 小規模な在宅介護事業所の閉鎖、倒産相次ぐ

4. 史上最悪の介護保険改定

- ① 利用料負担、2 標準を割負担？
- ② 福祉用具、レンタルから買い取りに
- ③ ケアプランを有料化
- ④ ロボットなど、介護の質低下につながる I T の導入
- ⑤ 要介護 1, 2 の通所・訪問を総合事業に（介護サービス給付から除外）
- ⑥（介護施設の人員配置基準 3 : 1 から 4 : 1 へ、実証実験始まる）

5. 全世代型社会保障に騙されないで

- ① 勤労者皆保険って何？
- ② 「こども保険」の提案もあった…
- ③ なんでも保険でカバー？
- ④ 介護も、子どもも、障がい者も、貧困問題も
- ⑤ 高齢者ばかり手厚いってホント？
- ⑥ ヤングケアラーが注目されているけれど
- ⑦ 全てに広く、薄くの社会保障？

～そして介護保険は、25 条の支え手を放棄～

暮らしネット・えんの仕事

- ☆相談： ケアプランえん（居宅介護支援）（相談支援）
- ☆訪問： ケアサポートえん（訪問介護）
- ☆通う： デイホームえん（認知症デイサービス）
- ☆暮らす： グループホームえん（認知症グループホーム）
- ☆通って泊まって訪問して：多機能ホームまどか（小規模多機能型介護）
- ☆お出かけ： 移送サービス事業、生活サポート
- ☆地域と共に：お花見、認知症カフェ、だれでも食堂
- ☆文化事業： 高齢者のためのコンサート、まどかコンサート
- ☆共に学ぶ： 家族介護教室、インターンシップ・各種研修
- ☆住まう： グループリビングえんの森（グループリビング）
- ☆食べる： えんの食卓（配食サービス、センターキッチン）

新型コロナウイルス禍と障害のある人たちの実態

(社福) 鴻沼福祉会 障害者生活支援センター来夢
大須田 潤子

1. コロナ禍での実態

- ・2020年(令和2)の初めての緊急事態宣言～何が起きているか「不気味なくらい静か…」
- ・緊急事態宣言解除、自粛要請の繰り返し、オリンピック開催～「矛盾」が大きく
「ワクチン」を打つか打たないか、「正しい」情報が届かない
- ・第6波、第7波(2022年2月～)感染急増
～「グループホームに閉じ込められる、もう限界」
～「歩けなくなってしまった」度重なる自宅待機の影響
～日常生活がかわる「ガイドヘルパーとの外出が楽しみ」「作業所の忘年会も旅行もない」
～医療的ケアが必要な子どもがいる家庭内での感染「24時間、母が介護」
～「検査が受けられない」「病院までどうやって行けばいい？」～家族全員が陽性
～「事業所の運営ができない」 日払い方式のため収入は減
～クラスターでも「市の委託事業は休所はできない」
- ・発生から3年～
～陽性者の行政への報告、相談は「通所事業所は5人以上になったら」
～「求人を出しても人が来ない」現場の人手不足はさらに深刻に

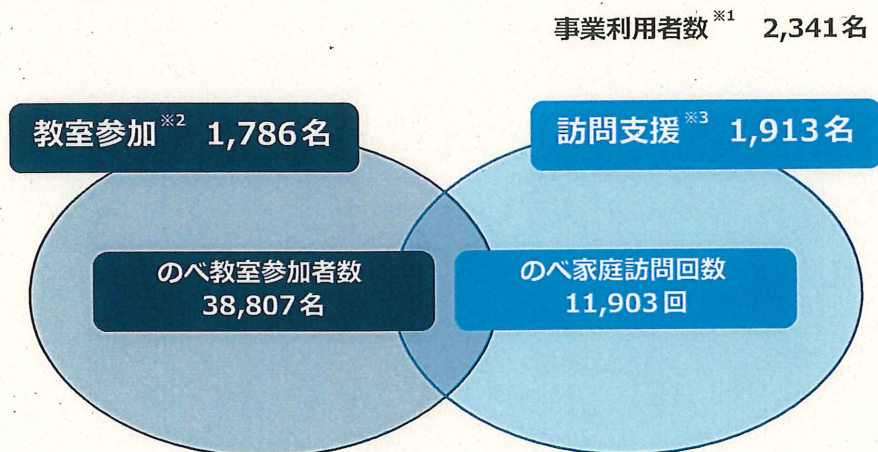
2. 障害のある人にとって「人」「制度」の支えは不可欠

- ・この3年間で、家族への介護依存はさらに深刻に
- ・さいたま市では障害者虐待の報告件数が2020年度微減
「コロナによるつながりの希薄さが要因ではないか」
- ・コロナ禍でも株式会社など多様な考えの事業者の障害児者支援の参入がすすむ
～グループホームが急増、問題が起きたら「今日、出ていってください」
「働かなくていい」を売りにした就労継続支援B型事業所も
- ・これまで抱えていた「矛盾」が、コロナによってさらに浮きぼりに

1 学習支援と訪問支援の2本柱

- 学習支援＝“学び”の保障
- 教室を開いても子どもは来ない（勉強はおろか将来をあきらめている）
 - 子どもや保護者の気持ちや悩みを受け止め、信頼関係を築く
 - 子どもや家庭の様子を知り、支援内容にできる限り反映する（学習、外出同行、掃除、学校説明会や三者面談への動向 など）
- 教室で「普通」に過ごしている子も、その背後には様々な課題を抱えている

（2021年度の支援実績）



※1 事業利用者数の内訳は以下の通り。

学習教室のみ利用：428名、訪問支援のみ利用：555名、教室参加・訪問支援の両方利用：1,358名

※2 学習教室のみ利用（428名）+ 教室参加・訪問支援の両方利用（1,358名）の合計値。

※3 訪問支援のみ利用（555名）+ 教室参加・訪問支援の両方利用（1,358名）の合計値。

2 困窮が学び・学習に及ぼす影響

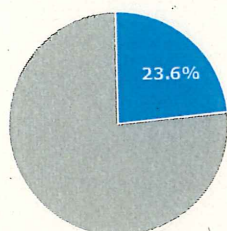
- 低学力（世帯収入と学力が相関している）
- 学び = 勉強 + 経験 + 体験
 - 経験や体験含めてなんでも購入する時代
 - ◇ 塾や習い事に行かせたくても月謝が高い
 - ◇ 旅行はおろか、遊ぶためにも費用がかかる
 - 子どもはいろんな経験や体験を経て育つ。
 - ◇ ポジティブな経験を積み上げることが大切（「わかる」「楽しむ」「かかわる」「味わう」「熱中する」など）
 - わからないことがあっても、周りの大人に頼ることが難しい状況
 - 自分自身どこがわかっていないのかが分からず、質問しようがない
 - できるようになりたいと思っていながら、「わからない」「できない」を繰り返し、半ばあきらめてしまっている

- 高校中退率の高さ、高等教育機関への進学率の低さなどにより、不本意な進路選択を余儀なくされる（進路選択の幅が狭まってしまう）
- 子ども自身が育つことに専念できない環境にあることが多い
 - 子どもが自分自身のために使える時間が限られてしまう（例：ヤングケアラー）

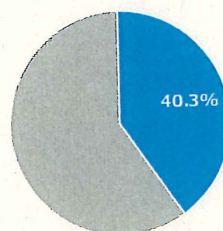
次のいずれかに該当すると回答した割合

- 家族のために日本語の通訳
- 家族の世話や看病で教室を休む
- 食事の用意や掃除・洗濯で教室を休む

全体 (N=715)



生活保護世帯 (N=119)



学習教室に参加した子どもを対象に、2021年8月～9月に実施したアンケート結果から

3 学びを保障するための取り組み

主に学習教室での取り組みであるが、家庭訪問においてもこれに準じた取り組みを行っている

(1) 文字通りに学習を行う

- 日々の宿題やテスト、レポート作成、受験勉強のサポート
- その子に合わせた内容、教材、進め方、声掛け
- 「わからない!」と堂々と言えるように

(2) 人とかかわることを経験する

- 気兼ねなく他者とかわり、気持ちを受け止めてもらうことを経験する
- 自分以外の人たちとかかわる中で、社会性を獲得する
- ボランティアなど大人と交流することで、自らのロールモデルを見つける など

(3) なかなかできないことを体験する

※地域の企業や団体との連携が不可欠

- スライムやペットボトルロケットなどを自分の手で制作し、実際に使ってみる。
- 路線バスの事業所を訪れ、定時運行・安全運行の秘訣を知る
- 農園や田んぼで、ミカン・ブルーベリー・米などの収穫を行う
- フランス料理のフルコースを堪能する など

違法性の判断基準について

憲法25条

- 1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法8条

- 1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし…て行ふものとする。

国の主張

何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかは、厚生労働大臣の合目的裁量に委ねられている（≒自由にどのように決めてもよい）

原告の主張

大臣の裁量は生活保護法8条と関連規定による委任によって条件づけられた範囲に限定される

条件1 いったん具体化された給付水準を引き下げるには合理的理由を説明しなければならない
(事実上の立証責任の転換)

- 社会権規約11条1項「締約国は、…相当な生活水準についての…不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」
- 生活保護法8条2項「前項の基準は、…最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。」

違反

史上最大の引き下げにもかかわらず、計算過程のデータは廃棄した、など合理的理由を説明せず再検証不能

条件2 法定考慮事項を考慮しなければならず、不可考慮事項を考慮してはならない

- 生活保護法8条9条は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域、健康状態等の事情を考慮して、「生活上の需要（ニーズ）」を確実に満たす基準を設定するよう義務付けている。
- 一方、生活外要素（国家財政、国民感情など）の考慮は否定。

違反

10%削減の結論が先にありきで国家財政、一部の国民感情、与党の選挙公約を考慮し、要保護者の生活上の需要を満たすかどうかは考慮せず。

条件3 専門家による審議会の意見に基づかなければならない

- 「保護の基準は飽くまで合理的な基礎資料によって算定さるべく、…合理的な基礎資料は社会保障制度審議会の…調査研究の完了によって得られるべきことを説明し、かつ、社会事業審議会に部会を設け実際の運用に当たりその趣旨を生かすことを言明して了解を得た」（厚生省保護課長小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」168頁）

違反

基準部会に無断で、その数値を2分の1にしたりデフレを考慮するなどしている。

平成25年の基準改定は、条件1・2・3にすべて違反しており違法

= 老齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決の基準からも違法

「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かの観点から、統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」

「ゆがみ調整」とは？

所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準を生活保護基準部会で比較・検証した結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整

年間削減額約670億円のうち、約90億円を占める根拠
(ちなみに、残り約580億円も大問題の「デフレ調整」が根拠)

問題点1 【所得下位10%層】(第1・十分位層)を比較・均衡の対象にしている

1 所得下位10%層(第1・十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない

現行の改定方式(559年～)＝「水準均衡方式」

平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6～7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない

※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている！

2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理

生活保護捕捉率(生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人が占める割合) → たった2割程度！

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下での生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる！

→ こんな層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。

むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっているという憲法問題。この問題を見逃して、保護基準の方を引き下げるとするのは本末転倒。

→ 所得下位10%層を比較対象とすると、保護基準は際限なく下がる。

3 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり

所得下位10%層(第1・十分位層) → その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)も懸念を表明】

問題点2 基準部会検証の「増額」部分を政府が無断で2分の1に

基準部会検証の結果、「増額」とされた部分について、政府が無断で2分の1にしている！

→ 厚労省幹部が内閣官房副長官に示した『取扱嚴重注意文書』から発覚(北海道新聞が情報公開請求により入手)

→ 政府は、「激変緩和」を理由としているが、減額分のみならず増額分も無断で2分の1にしており、理由になっていない

結果、「増額」となるはずだった世帯も、「デフレ調整」の影響で「減額」になることに

『取扱嚴重注意文書』に見る具体例

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値	検証結果の影響 (②/①)	無断圧縮	③無断見直し後基準額を適用した場合の平均値	検証結果の影響 (③/①)
高齢单身	約7.3万円	約7.7万円	105%【増額】	無断圧縮	約7.1万円	97%【減額】
高齢夫婦	約10.6万円	約10.8万円	102%【増額】		約10.3万円	97%【減額】

「増額」世帯も、「減額」世帯に！

「デフレ調整」の問題点

平成20年から平成23年にかけて「物価」が4.78%下落しているとして、生活保護費を約580億円分引き下げ

手続き上の問題点

生活保護基準の検証にあたって物価を考慮するのは史上初のことなのに専門家（生活保護基準部会）に諮ることなく厚生労働省が独断で採用

内容上の問題点

総合物価指数（CPI）の下落率は2.35%なのに、生活保護世帯はその倍以上（4.78%）もデフレの効果があるというあり得ない数値

←「生活扶助相当CPI」による物価偽装

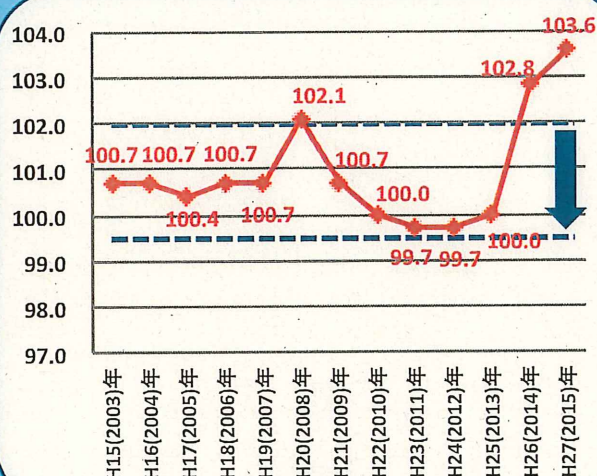
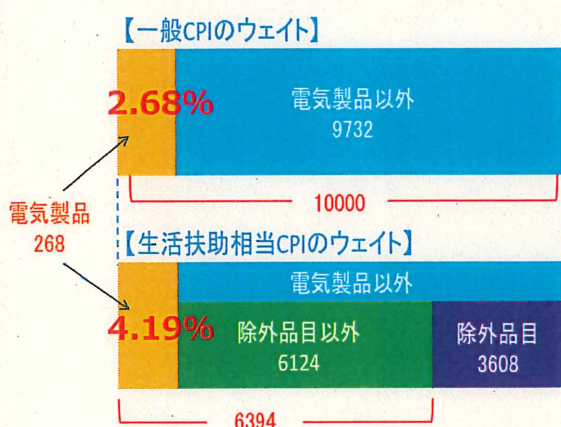
問題点① 国際基準から逸脱した誤った計算方法

- 総務省統計局は戦後一貫して国際基準に則った「ラスパイレス算式」を使用
- 生活扶助相当CPIは、時期によって「パーシェ算式」（08→10）と「ラスパイレス算式」（10→11）という異なる算式をミックスするという禁じ手

品目	10年ウェイト×08年指数				2010年ウェイト				10年ウェイト×11年指数						
パン	79	×	103.8	=	7681	79	×	100	=	7900	79	×	100.2	=	7915
ゆでうどん	10	×	99.6	=	996	10	×	100	=	1000	10	×	100.1	=	1001
干しうどん	8	×	96.4	=	771	8	×	100	=	800	8	×	100.3	=	802

問題点②生活保護世帯の消費実態から乖離した消費構造を前提に計算

- 品目によって物価の動向は異なり一般世帯と生活保護世帯では消費構造が異なるのに、生活保護世帯の消費実態に関する「社会保障生計調査」のデータを利用しなかった
- 一般世帯の消費支出から生活扶助で支出しない品目（医療費、NHK受信料など）を控除した結果、物価下落率の高い電化製品の占めるウェイトが一般世帯（2.68%）の1.5倍以上（4.19%）に増幅



問題点③平成20年を起点としたため下落率が増幅

- 「前回見直し意向の物価動向を勘案」するのであれば、前回生活保護基準が引き下げられた平成16年を起点とすべき
- 平成20年は原油高による光熱費の高騰を理由に基準引き下げが見送られた年
- なのに、異常に物価が高騰した平成20年を起点としたのは恣意的



生活保護基準引下げ 違憲訴訟

暮らしの
最低保障

第31回
裁判

生活保護
基準
引下げは
違憲・違法!

～人間らしく生きたい～

25 =

まもろう
憲法 25 条

引下げに
No!!

2022年

12/14(水)

午後1時30分～

さいたま地方裁判所
105号法廷

※傍聴券が配布されますので、傍聴希望者は
12:30までに裁判所にお越しください。

※法廷では弁護士がスライドを使って
分かりやすく説明します。

報告
集会

午後2時30分～3時30分

埼玉県県民健康センターにて

法廷でどんな主張が交わされたか、
弁護士の解説があります

全国の29地裁で1,000人超の原告が
同様の訴えを起こしています。

大阪、熊本、東京、横浜の4つの
地方裁判所で原告側の勝訴判決が
下されています。

生活保護基準の引き下げは さまざまな制度に影響します

① 最低賃金が上がりにくくなる

最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護との整合性に配慮することになっています。

よって、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げは抑制されることになります。

【令和4年度 地域別最低賃金】

埼玉 **987円**

⇒1か月の賃金は、フルタイムで働いても17万3712円
(1日8時間、22日働いた場合)



② 生活保護基準を目安にして利用条件を設定している 教育・福祉・介護施策が利用できなくなる。

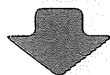
〈全国〉

- 就学援助 生活保護基準額の1.0～1.3倍以下。147万人の児童が利用
- 生活福祉資金 生活保護基準額の1.8倍以下。2万9000世帯が利用
- 介護保険利用料、保険料の減額
- 障害者自立支援利用料の減額
- 国民健康保険料一部負担金の減免

〈一部自治体〉

- 地方税の減免
- 地方税滞納処分の禁止
- 公営住宅家賃減免
- 自治体の公的貸付

③ 住民税の非課税基準が下がり、 今まで無税だった人が課税される。(現在、住民税非課税は3100万人)



④ 非課税だと安くすんでいた負担が増える。

- 高額療養費自己負担限度額(70歳未満)

非課税

上限35,400円

課税

上限57,600円以上に

- 保育料(国基準。自治体によって上乘せ援助あり)

非課税

9,000円(3歳未満児)

課税

19,500円

…あとは税額によって保育料は上昇

- 介護保険自己負担限度額

非課税

上限24,600円

課税

上限44,400円

- 障害者・児のサービス

非課税

負担なし

課税

所得に応じ上限9,300円～
37,200円など

※障害児・者では、非課税47.7万人(73.5%)が負担なしとなっている。

- 難病患者の医療費

非課税

2,500円
～5,000円

課税

課税額により5,000円から
30,000円までの負担発生



生存権を侵害する生活保護基準引下げの 取消判決を求める署名

生活保護は、憲法25条1項の生存権の保障を具体化した国民にとって重要な制度です。本件の2013年度からの生活保護基準引下げ(本件引下げ)は、平均6.5%、最大10%にも及ぶ過去最大の生活保護費の削減となるものです。

国は、「デフレ調整」と称して物価下落に応じた引下げを本件引下げの理由の一つとしています。しかし、これまで物価下落を理由として保護基準が引き下げられたことはなく、専門家会議である生活保護基準部会でも物価については一切検討されていません。また、総務省の物価指数(通常政府が用いる物価指数)では下落率が-2.35%であるのに対し、今回使用された物価指数(厚生労働省独自の物価指数)では下落率が-4.78%と下落率が大きく異なり、生活保護費削減のための意図的な計算がなされています。この点、本件と同種の訴訟である大阪地方裁判所令和3年2月22日判決も、この改定率に関し、国の手続等に過誤があり、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用があったとして、本件引下げを違法と断じています。

以前から、生活保護は十分な金額とは言えませんでした。本件引下げによって、生活保護利用者の生活はより一層困窮を極めることになりました。例えば、1日3食から2食に減らした、電気代節約のために昼間は電気を付けずに暗い部屋で過ごしている等の声が利用者から聞かれます。また、本件改定にあたり、当事者である利用者の意見は一切反映されておらず、本件引下げは国が一方的に決定したものです。

以上より、本件引下げは、厚生労働大臣の裁量権を逸脱・濫用した違法なものですから、裁判所におかれましては、公正公平な立場から、憲法25条及び生活保護法の趣旨に則り、生存権を侵害する本件生活保護基準引下げの取消判決を下されるよう求める次第です。

お名前	ご住所

呼びかけ団体 生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

■連絡先 〒363-0011 埼玉県桶川市北2-9-6B棟 飛鳥井司法書士事務所
電話 048-771-8690

■取扱団体(署名送り先)【

】

日本の若者意識の現状

～国際比較からみえてくるもの～ (内閣府)

日本の若者が世界で最も低い項目

平成30 (2018) 年度に「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」等
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/s0_1.html



- ① 「自分自身に満足」
- ② 「自分には長所がある」
- ③ 「他人にめいわくをかけなければ、何をしようと個人の自由」
- ④ 「**自国の政治に関心がある**」
- ⑤ 「**政策や制度は若者の意見を聴くべき**」
- ⑥ 「**社会における問題解決に関与したい**」
- ⑦ 「ボランティア活動への興味」
- ⑧ 「自国の社会に満足」
- ⑨ 「異文化理解力・対応力」
- ⑩ 「今の職場に満足」
- ⑪ 「学校生活の満足度」
- ⑫ 「外国留学をしたい」

2022. 11. 13

NP0法人医療制度研究会

本田 宏

「自国の社会に満足」最も低い

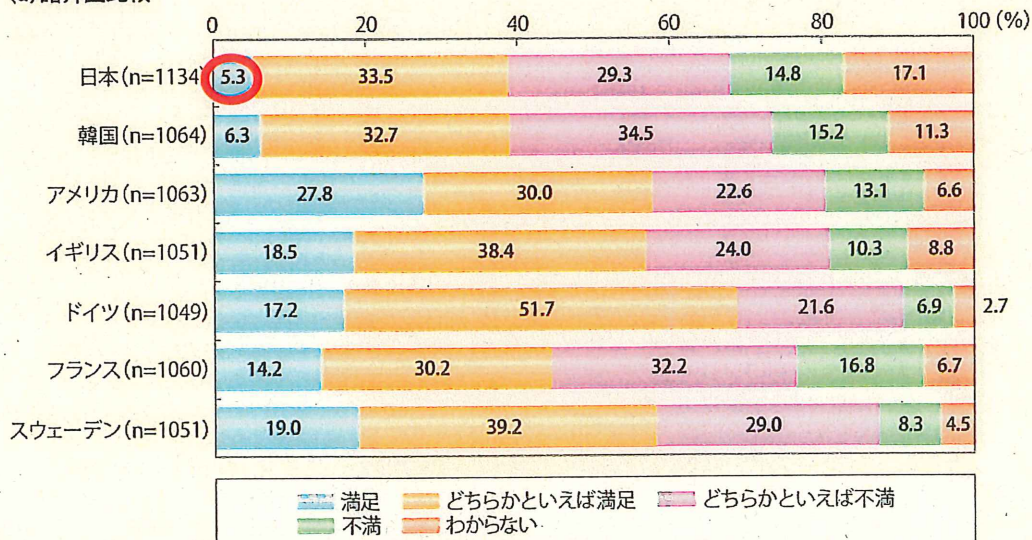
内閣府 日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの～

平成30 (2018) 年度に「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」等
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/s0_1.html



図表 18 自国の社会に満足しているか

(a) 諸外国比較



2022. 11. 13

NP0法人医療制度研究会

本田 宏

「自国の政治に感心」最も低い

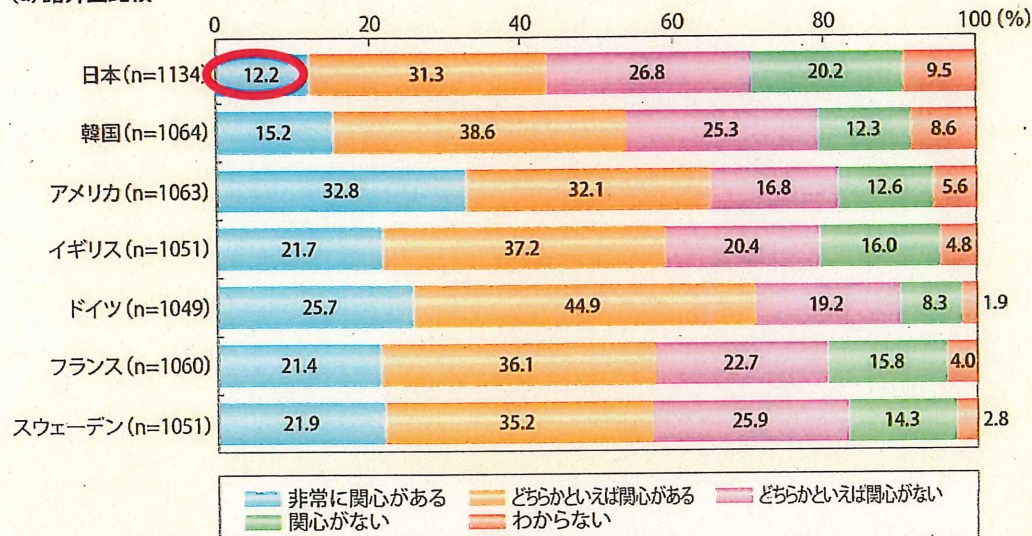


内閣府 日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの～

平成30(2018)年度に「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」等
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/s0_1.html

図表 13 今の自国の政治にどのくらい関心があるか

(a) 諸外国比較



2022. 11. 13

NP0法人医療制度研究会

本田 宏

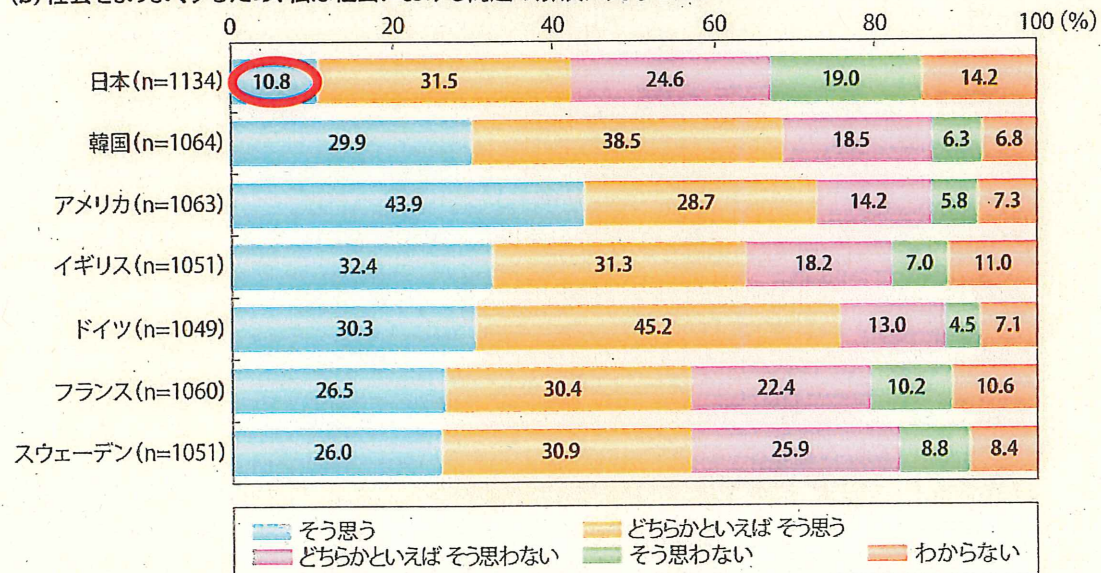
「社会における問題解決に関与したい」最も低い

内閣府 日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの～

平成30(2018)年度に「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」等
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/s0_1.html



(b) 社会をよりよくするため、私は社会における問題の解決に関与したい



2022. 11. 13

NP0法人医療制度研究会

本田 宏

第4回 25 条埼玉集会宣言（案）

私たちは健康で文化的な生活を営む権利がありますが、この国では日々の生活はおろか健康さえも脅かされています。そうした状況を憂い、憲法25条を自分たちのものにし生活に生かすことが大切と考え、憲法25条を課題とし運動している団体や労働組合などで2016年に第1回の埼玉25条集会を開催し、以降、毎年開催してきました。

第3回を開いたのち新型コロナウイルス感染症蔓延のために開催を見送ってきましたが、団体間の情報交換は継続し、このたびの集会を迎えることができました。

コロナ禍では日本社会の抱えている問題がさらに浮き彫りになりました。労働者派遣法の全職種への適用は、当初から指摘されていたとおり、労働者の3割、特に若者の半数が派遣労働者に置き換わり、不安定労働、不安定収入、雇用不安に晒されています。そしてこの20年間賃金は下がり続けています。若者の仕事と生活はかつてない深刻な状況となっています。

ホームレス状態の人の増加、高齢者に限らず手遅れによる病死、餓死・孤立死が頻発し、女性の自殺も増加しています。にもかかわらず国は生活保護基準を再度引き下げ、年金もマクロ経済スライドとして実質年金額を引き下げています。

「介護の社会化」を目指して始まった介護保険は、相変わらず家族介護に依拠し、保険料と利用料は引き上げられ、要介護者の介護保険外しが進められています。国民健康保険についても保険料を引き上げ、高齢者医療は自己負担を引き上げています。保健行政の脆弱さから医療崩壊をきたしました。

しかし、私たちは憲法25条に保障された健康で文化的な生活を手にするために、声を上げ続けます。年金の引き下げは高齢者の生存権を脅かすことであり憲法25条、23条違反だとして東京高裁で闘っています。優生保護法による強制避妊手術は憲法違反としつつも、除斥期間を理由として退ける国の姿勢にいのちの尊厳を問い続けます。生活保護基準の引き下げに対する裁判は大阪、熊本、東京、横浜の各地裁で勝訴し、国による引下げを違法と断じています。

私たちはこの間、日本の貧困な政治の下で、現実と私たちの生活を見据え、良く考え、声を上げ、できる行動を起こすことの大切さを再確認しました。本日の成果を共有し、明日からのエネルギーに変え共に力を合わせることを誓って集会宣言とします。

2022年11月27日

第4回埼玉25条集会参加者一同